

2024事務年度 金融行政方針の焦点

金融庁は、8月30日に2024事務年度金融行政方針を公表した。金融行政方針を策定・公表するようになってから10年目の節目となる。また、井藤長官が誕生し、新体制下での金融行政の方向性が注目されるところである。そこで、本稿では、本事務年度の金融行政方針の特徴、着眼点等について概説したい。

株式会社 クニエ マネージングディレクター 牧野 明弘
コンサルタント 石塚 啓

1 井藤新長官体制となる本 事務年度金融行政方針の特

徴

金融庁は、これまで掲げてきた、「①金融システムの安定／金融仲介機能の発揮、②

利用者保護／利用者利便、③市場の公正性・透明性／市場の活力のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指す」というミッションを引き続き追求するとしている。

そして、「今後、これらのミッションの実現に向けて、これまでの取組を着実に実施・継続することに加え、国内外の経済社会の構造上の変化や不確実性の高まりを展望し、金融行政の施策・手法を不断に見直し、こうした改革を通じて、我が国経済の成長力を高めつつ、国民一人一人が豊か

さを実感できる持続的な未来の構築に貢献する」とのことである。

以上を踏まえ、2024事務年度は、以下の3つを柱として取り組むとしている。

(1) 金融のメカニズムを通じた持続的な経済成長への貢献

● インベストメント・チェーン全体の活性化に向けて、資産運用立国実現プランに掲げられた施策等を着実に進める。

具体的には、新NISAの適切な活用促進・金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革の推進、資産運用会社やアセットオーナーの機能強化、スタートアップへの成長資金の供給促進等に取り組む。

● デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応、サステナブルファイナンス

の推進等、様々な社会課題の解決が新たな市場創造につながるよう環境整備を進める。

(2) 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保

● 金融経済情勢等の動向を注視し、金融機関のガバナンスやリスク管理態勢等に関するモニタリングを行うほか、金融機関による業態や国境を越えたビジネス展開の広がりに対応するため、グループ経営に対する監督態勢を強化する。

● 事業者の持続的な成長を支援するため、金融機関によるM&A支援の促進、企業価値担保権の活用に向けた環境整備等を進める。また、顧客ニーズに的確に 대응する質の高い金融機能の提供とビジネスモデルの持続可能性の確保に向けて対話する。

●金融犯罪やマネロン、サイ

バーリスク等、台頭するリスクへの適切な対応を促す。

また、保険市場の信頼回復と健全な発展に向けた対応や、家計が安心して金融商品を購入できるよう顧客本位の業務運営の確保に向けたモニタリングを行う。

(3) 金融行政の不断の進化・

深化

●データ活用促進等を通じた金融行政の高度化や若手職員育成をはじめとする組織力の向上に取り組む。

基本的に、昨事務年度の方針や重点課題が引き継がれていると考えられるが、本事務年度は、資産運用立国に向けた取り組みが昨年にも増して前面に掲げられていることが大きな特徴である。資産運用立国実現にあたっては投資未経験者の取り込みが肝要となることから、心理的障壁低減

に向けて、利用者保護はより一層重要度が高まること予想できる。

また、これまでも経営改善支援や事業再生への注力が強調されてきたが、事業支援の本格化を念頭に置いた記載が多々見受けられる。M&A支援への積極的な取り組みや企業価値担保権の活用といったことが期待される。

さらに、デジタル技術の進展により利用者利便が著しく向上しているのは事実であるが、その裏返しで、リスクは増大し複雑化している。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対応、サイバーセキュリティ、経済安全保障関連対応等が重点的にモニタリングされることが想定される。

2 本事務年度の主な着眼点

金融機関が注目すべき主要事項を挙げると、以下のとおりである。

(1) 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長への貢献

①資産運用立国に向けた着実な推進等

新しいNISAの適切な活用促進については、金融機関や金融経済教育推進機構（JIFLEC（注1））と連携していくとしている。

一方で、顧客本位の業務運営の確保として金融商品取引法の改正（2023年11月）を取り上げ、必要な態勢が構築されているかモニタリングを行うとしている。

金融・資産運用特区の推進として、2024年6月に公表された「金融・資産運用特区」のパッケージを取り上げ、対象地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・市、福岡県・市）の地方公共団体と地域金融機関の連携を通じたGX（グリーン・トランスフォーメーション）推進の取り組み

を支援することである。

②サステナブルファイナンスの推進

2050年カーボンニュートラルの達成に向け、金融機関には、効果的な資金供給や顧客企業への支援が期待されているとしている。また、リソースやノウハウが不足する中小企業における取り組みを支援するため、補助事業の展開支援を進めるとのことである。

③デジタル技術を用いた金融サービスの革新への対応

金融機関の取引先企業のDXや生産性向上の観点から、DIZEDI（注2）に対応する会計ソフト等の開発・普及といった取り組みを推進するとしている。特にDIZEDIについては、中小企業のDXに大きく貢献するものと思われ、その普及を支援するとしている。

さらに、手形・小切手機能の全面電子化に向けた自主行動計画の着実な進展を後押しするともしている。

(2) 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保

①業態横断的な課題への対応
ア・事業者の課題に応じた支援の促進

地域の事業者において経営課題が多様化している中、金融機関が付加価値の高い支援を提供し、自らの収益基盤を強化することが重要であるとしている。

金融機関における事業者支援の取り組み状況をフォローアップし、事業再生人材の育成や支援機関との連携強化を含めた取り組みを促すとしている。

M&Aの重要性が増す中、金融機関がM&A支援に積極的に取り組むことや、そのた

めの体制整備を図ることを促すとしている。さらに、人材プラットフォーム・レビキヤリ^(注3)の一層の活用促進に取り組みとのことである。

イ・事業者の持続的な成長を促す融資慣行の確立

経営者保証に依存しない融資慣行の確立を推進するために、「経営者保証改革プログラム」(2022年12月公表)の施策等を着実に実行している。

また、金融機関が、顧客企業の主たる株主等が変更になることを把握した場合、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるかを顧客企業に対し説明することを促すとしている。

事業性融資の推進として、事業性融資推進法(2024

年6月)の成立を契機として、金融機関が、事業性融資を自らの収益基盤の強化につなげ

ることが重要であるとしている。実務上の課題について業界団体も交え議論を行い、2026年春頃の制度の施行を目指し、環境整備を進めるとのことである。

ウ・令和6年能登半島地震等への対応

被災者の生活の再建を支援するため、住宅ローン債務を抱えた被災者に向け、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の周知及び運用支援を行うとしている。

また、被災地の金融機関に対し、新たに設立された能登半島地震復興支援ファンドも活用しつつ、被災した事業者へのきめ細かな支援を徹底するよう促すとしている。

エ・利用者目線に立った金融サービスの普及

各金融機関が公表している

「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針に関して金融機関と対話を行うとしている。

また、外貨建一時払保険や仕組債の販売勧誘・顧客管理等に係る業界規則等への金融機関の対応状況を確認するとともに、販売実績や苦情の状況から留意が必要なりリスク性金融商品特定し、その販売・管理態勢を検証することである。

オ・台頭するリスクへの対応
・マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化

「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(2021年11月公表)に示した基礎的な態勢整備を、2024年3月末までに完了するよう

金融機関に対し求めた経緯もあり、特に不十分な対応が認められる金融機関には必要に

応じて行政対応を検討すると
している。また、基礎的な態
勢整備が完了した金融機関と
は、FATF第5次審査でも
重点が置かれる有効性の検証
を念頭に、対話を順次行うと
している。

・サイバーセキュリティの強
化

「金融分野におけるサイバ
ーセキュリティに関するガイ
ドライン（案）」（2024年
6月公表・パブリックコメン
ト募集）の運用などを通じて、
金融機関におけるサイバーセ
キュリティ管理態勢の強化を
促すとしている。また、金融
機関へのツールの提供や、金
融業界横断的なサイバーセキ
ュリティ演習の実施、金融機
関における脅威ベースのペネ
トレーションテストの実施促
進などに取り組みとのことだ
る。

・経済安全保障上の対応
経済安保推進法に基づく基

幹インフラ制度（注4）の運用
が2024年5月から開始さ
れており、事業者との対話を
通じ、金融分野における同制
度の円滑な運用を図るとして
いる。

・気候関連金融リスクへの対
応

新たに「気候関連リスクモ
ニタリング室」を設置し、金
融機関の経営戦略や気候関連
金融リスク、顧客の気候関連
のリスクへの対応を支援する
取り組みを確認するとしてい
る。

②業態別の課題への対応

2022事務年度以降の金
融行政方針の概要のうち、地
域金融機関に関するものを纏
めると図表のとおりである。

地域金融機関は、地域経済
にとり重要な社会インフラで
あると同時に、地域企業の価
値向上を通じて地域経済の回
復・成長を支える地域経済の

図表 2022～2024事務年度金融行政方針の概要（地域金融機関関連）

	2024年度	2023年度	2022年度
地域経済	地域にとって重要な社会インフラであると同時に、地域企業の価値向上を通じて地域経済の回復・成長を支える地域経済の「要」である。店舗・ATM網の統合等にあたっては利用者利便の配慮も重要となる。	-	地域金融機関は、優秀な人材、地域からの信頼、地域におけるネットワーク等を有し、ポストコロナの我が国地域経済の成長を支える存在である。
経営	人口減少や少子高齢化など地域経済を取り巻く厳しい環境が続く中、地域金融機関の経営陣には自らのビジネスモデルの持続可能性を点検し、先々を見据えた経営戦略を策定・実行する経営力が求められる。	地域金融機関は、持続可能なビジネスモデルを確立するため、経営基盤の強化と迅速な経営改革を進め、効率的な資源配分を検討することが求められる。	地域金融機関がその役割を果たしていくためには、地域金融機関を取り巻く経営環境が変化している中、自身の経営基盤を強化していくことが不可欠である。
ガバナンス	-	・経営改革を促進するために、ガバナンスや人的投資、人材育成の取組状況について、経営トップや役員、社外取締役と対話を行う。 ・銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行について、その進捗を確認していく。	・地域銀行でのガバナンス状況を把握し、経営トップや役員、社外取締役と対話を行い、経営改革を促進する。 ・銀行持株会社の経営管理機能を高度化する地域銀行について、その進捗を確認していく。
国内外の金融情勢	国内外の経済・金融市場の動向やその影響を引き続き注視し、大きな市場変動等に対する各地域金融機関の対応方針等についても随時確認する。	国内外の金融経済情勢や日本の金融政策・金利動向を注視し、各行の収益や健全性に影響を与える要因を把握し、早めに改善を促す。	-
金融商品の販売	-	地域銀行がリスク性金融商品を販売する際、適合性原則に基づいた顧客本位の業務運営が求められる。これに加え、リスク性商品の経営戦略における位置付けについても、地域銀行との対話を通じて確認・調整していく。	リスク性金融商品の販売に関して、金融庁に寄せられる苦情やセグメント別の収益状況の検証結果を踏まえ、顧客本位の業務運営や経営戦略におけるリスク性商品の位置付けについて、地域銀行との対話を進めていく。
リスク管理	各地域金融機関の経営方針やリスクテイクの状況、経営環境や課題の重さ、経営資源を考慮しつつ、有価証券や市場リスク、流動性リスク、取引先に関する信用リスクの管理体制などについて、検査を活用しながらモニタリングを行う。	各銀行の経営方針やリスクテイクの状況を考慮しながら、有価証券運用や市場リスク、流動性リスク管理の態勢に加え、LBOローンや不動産業向け融資、大口融資、県外融資の審査・管理体制についても、必要に応じて検査を活用しながらモニタリングを行う。	地域銀行では、リスクテイクに応じたリスク管理の高度化が求められており、信用リスクや有価証券運用、新たな施策に伴うリスクの管理状況について、検査を活用しながらモニタリングを行う必要がある。
協同組織金融機関	中央機関について、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援を進めることを促していく。	金融仲介機能や人的投資の取り組み状況を把握しながら対話を進め、収益性向上を促進する。また、国内外の情勢に応じたリスク管理体制の構築をモニタリングし、中央機関には地域課題解決と経営基盤強化のための支援を促す。	協同組織金融機関に対し、地域課題の解決と持続可能な経営の確立を目指し、金融仲介機能の発揮や経営基盤の強化を促す。また、コロナの影響による経済環境の変化を見据え、早期の対応を求める。中央機関には、協同組織金融機関の地域課題解決を支援する役割を強化するよう促す。

出典：各事務年度金融行政方針を基に弊社作成

「要」であるといえる。その観点から、店舗・ATM網の統廃合等にあたっては利用者利便の配慮も重要となるものとしている。

他方、経営については、人口減少や少子高齢化など地域経済を取り巻く厳しい環境が続く中、地域金融機関の経営陣には自らのビジネスモデルの持続可能性を点検し、先々を見据えた経営戦略を策定・実行する経営力が求められるとしている。

4 環境変化は自行車の変化の好機

地域経済において、地域金融機関は「要」であることから、関係者からの期待が大きくなり、果たすべき役割も多岐に亘るであろう。

喫緊の課題としても、事業支援の本格化やデジタル技術の発展による顧客利便性の向上に伴うマネロン等・サイバ

ーセキュリティ対応ほかの難題が横たわる。また、外部環境の変化も激しく、金利や物価の上昇、人手・後継者不足への対応等、事業者の経営課題が多様化し、それを映した金融機関への期待も変わってきている。

環境の変化は、リスクばかりをもたらすのではなく、自らにとつての機会でもある。このような変化を的確にとらえ、顧客に向き合つて付加価値の高いサービスを提供するとともに、自身の収益基盤を見直し地域金融機関としての存在意義を強く意識した持続可能なビジネスモデルを確立し、地域経済・顧客の成長・発展に貢献して欲しい。

地域金融機関としての存在意義を不断に見つめ直し、地域経済とともに、成長戦略を描いていくことを切に期待する。

なお、本稿のうち意見に亘る部分は筆者の個人的見解であり、筆者が所属する、または、かつて所属した組織・団体等の見解ではない。

※ ※ ※

(注1) 金融広報中央委員会、全国銀行協会、日本証券業協会が発起人となり2024年4月に設立された認可法人。

(注2) 2018年から全銀ネット^①で運用されている企業間の振込電文に支払通知番号や請求書番号などのデジタル情報を添付できるシステム。

(注3) 大企業から地域の中堅・中小企業への人流を創出することを目的とした金融庁の補助事業。

(注4) 基幹的なインフラ事業を行う事業者が、特定の重要設備について、導入や重要な維持管理等の委託をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度。

デジタル改革法・預金付番で変わる マイナンバー銀行実務講座

■島田法律事務所／梅屋真一郎／塚田秀俊 編著

受講期間：2カ月 11,700円(税込)／3カ月 14,000円(税込)

テキスト1 マイナンバーと銀行取引の徹底理解

テキスト2 顧客のマイナンバー関心事にはこう答える

預金講座へのマイナンバー紐付けにより、さらに厳格な運用・管理態勢が求められます。マイナンバーに接する可能性のあるすべての担当者が、お客様からの疑問に適切に答えられるように構成された講座です。

〒170-8460 東京都豊島区北大塚3-10-5 株式会社銀行研修社 電話(03)3949-4101・FAX(03)5567-1733

URL: <http://www.ginken.jp>